

大黒町インダストリアルパーク 建築協定

(目的)

第1条 この協定は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第69条及びこれに基づく横浜市建築協定条例（昭和31年6月横浜市条例第17号）第2条の規定に基づき、第5条に定める建築協定区域（以下「協定区域」という。）内における建築物の構造、敷地、位置及び建築設備に関する基準等を定め、工業団地としての良好な生産環境を高度に維持し、及び保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この協定における用語の意義は、建築基準法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に定めるところによる。

(名称)

第3条 この協定は、大黒町インダストリアルパーク建築協定と称する。

(協定の締結)

第4条 この協定は、協定区域内の土地の所有者及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権を有する者（以下「土地の所有者等」という。）の全員の合意によって締結する。

(建築協定区域)

第5条 この協定の目的となる土地の区域は、鶴見区大黒町36番11ほか、別紙の「大黒町インダストリアルパーク建築協定区域図」（以下「区域図」という。）に表示する区域とする。

(構 造)

第6条 建築物の主要構造部は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造等の不燃材料による構造とする。ただし、建築物の延べ面積が20平方メートル以内の物置その他の付属建築物については、この限りでない。

(外壁後退)

第7条 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、市道大黒線に面しては10メートル以上とし、その他の道路に面しては5メートル以上とする。

(建築設備)

第8条 敷地内には、騒音、振動、汚水、廃液、ばい煙、粉じん、ガス、臭気等による公害を防止するために必要な設備を設けるものとする。

(運営委員会)

第9条 この協定の運営に関する事項を処理するため、大黒町インダストリアルパーク建築協定運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、協定区域内の土地の所有者等の互選により選出された委員若干人をもって組織する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(役 員)

第10条 委員会に、委員長、副委員長2人及び会計1人を置く。

- 2 委員長、副委員長及び会計は委員の互選によって定める。

- 3 委員長は、委員会を代表し、この協定の運営事務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は、委員長が欠けたときは、あらかじめ、委員長が指定する副委員長がその事務を代理する。
- 5 会計は、委員会の経理に関する事務を処理する。
- 6 委員長の任期が満了したとき、又は委員長が欠けたときは、新たに委員長になった者が、速やかにその旨を横浜市長に報告するものとする。ただし、再任されたときは、この限りでない。

(委 任)

第11条 前2条に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

(違反者に対する措置)

第12条 委員長は、この協定に違反した者（以下「違反者」という。）があったときは、違反者に対し、委員会の決定に基づき文書をもって相当の猶予期間を付して、是正のための必要な措置をとることを請求することができる。

- 2 違反者は、前項の請求があったときは、これに従わなければならない。

(裁判所への提訴)

第13条 委員長は、違反者が前条第1項の請求に従わないときは、委員会の決定に基づき、その強制履行又は違反者の費用をもって第三者にこれをなさしめることを裁判所に請求することができる。

- 2 前項の訴訟手続に要する費用等は、違反者の負担とする。

(土地の所有者等の届出)

第14条 土地の所有者等は、土地の所有権及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権を移転するときは、あらかじめ、その旨を委員長に届け出なければならない。

(協定の変更)

第15条 土地の所有者等は、協定区域、建築物に関する基準、有効期間又は違反者に対する措置を変更しようとする場合は、その全員の合意をもってその旨を定め、これを横浜市長に申請してその認可を受けなければならない。

(協定の廃止)

第16条 土地の所有者等は、この協定を廃止しようとする場合は、その過半数の合意をもってその旨を定め、これを横浜市長に申請してその認可を受けなければならない。

(効力の継承)

第17条 この協定は、認可公告のあった日以後において土地の所有者等となった者に対しても、その効力があるものとする。

(有効期間)

第18条 この協定の有効期間は、横浜市長の認可公告のあった日から廃止の認可公告のあった日までとする。ただし、この協定の有効期間内にした行為に対する第12条及び第13条の適用については、なお従前の例による。

認可公告日 平成2年9月25日

附 則

(効力の発生)

- 1 この協定は、横浜市長の認可公告のあった日から効力を発する。

大黒町インダストリアルパーク建築協定の締結に同意します。

平成 年 月 日

所有土地の表示

横浜市鶴見区大黒町36番

宅地 m^2

土地の所有者、借地権者

住 所

氏 名

印